

令和 8 年度 平楽中学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

＊いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」による

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

- ①いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- ②生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- ③市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

管理職（校長・副校長）生徒指導専任、生徒指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭、生徒指導部（状況に応じて担任や心理（SC：スクールカウンセラー）・福祉（SSW：スクールソーシャルワーカー）の専門家、外部の専門家の参加を求めることもある。

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上、定期的を開催する。また、いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、いじめ対応情報管理システムを活用し、いじめ情報の記録、情報共有、進捗の管理を行う。

（３）委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核を担い、窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担うものである。具体的活動は以下に示す。

①未然防止・早期発見

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有

②・事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有を行う。
- ・関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録、情報共有を行う。
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導、支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施する。
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報を行う。

③取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画を行い、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

生徒一人ひとりがいじめをしない意識を育み、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解できるような取組を次のとおり示す。

（１）いじめの未然防止

- ・生徒の主体的な取組への支援

- ①こども会議で得た、「傍観者にならない。」、「イライラしたら６秒耐える。」ということから学校としての取組を考え、集会等で周知し、学校全体で取り組む。
- ②生徒がいじめについて主体的に話し合う場を設定し、自分事として捉え、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援する。

- ・他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できる授業づくり、集団づくりを行う。
- ・人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動等の充実
- ・ＳＮＳの適切な利用など情報モラル教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修の実施
- ・一人一台端末やスグー等を活用した定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、毎朝の健康観察等の実施

（２）いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、次の取組を行う。

- ・ＳＣやＳＳＷ、校内ハートフル支援員等と連携した定期的な教育相談の実施
- ・保護者、地域、関係機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育に関する積極的な啓発
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（チーム学年経営・担任制、情報共有の推進等）
- ・担任に限らず、児童支援専任・生徒指導専任教諭、養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷなど話しやすい教職員等への相談が可能であることや、いじめの相談・通報の窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があることの周知
- ・地域において、学校や家庭では見られない子ども同士の人間関係が現れることも考慮し、見守りなどを通じて把握したことについて、学校などに情報提供するよう連携体制の構築

（３）いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的対応につなげなければならない。いじめを認知した時の対応を学校として次のように取り組む。

- ・いじめ対応情報管理システム等を活用した記録・情報共有、対応方針の決定
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に寄り添った対応
- ・いじめが解消（※）に至るまでの支援内容や教職員の役割分担
- ・いじめを行った児童生徒への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策
- ・事案に応じた警察への相談又は通報
- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、保護者の確認が取れたもの。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいること
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する

(5) 教職員等への研修

「いじめ」根絶！横浜メソッドを活用し、生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を定期的実施する。

(6) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「平楽中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

年間計画

月	内 容
4 月	いじめ防止対策委員会（今年度の活動方針等の確認）生徒理解研修
5 月	いじめ防止対策委員会、地域訪問（全学年） 第1回教育相談、いじめアンケート実施①（記名式）
6 月	いじめ防止対策委員会 YP アセスメント実施①
7 月	学校運営協議会①、いじめ防止対策委員会、横浜こども会議（小中ブロック）
8 月	第2回教育相談、専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜こども会議（南区）
9 月	いじめ防止対策委員会（前期の振り返り及び後期に向けての確認）
10 月	学校運営協議会② 保護者面談、いじめ防止対策委員会
11 月	学校運営協議会③ いじめ防止対策委員会 YP アセスメント実施②
12 月	人権週間、保護者面談、いじめ防止対策委員会、いじめ防止市民フォーラム いじめ解決一斉キャンペーン（いじめアンケート（無記名）実施・面談）
1 月	いじめ防止対策委員会 第3回教育相談
2 月	いじめ防止対策委員会、学校運営協議会④
3 月	いじめ防止対策委員会（今年度の反省及び次年度に向けて）

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査を実施）

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

(4) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 いじめ重大事態の再発防止策

(1) 生徒理解

- ①生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり
- ②生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり
- ③生徒一人ひとりの心理や特性を見出す生徒理解の促進
- ④生徒一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

(2) 校内生徒支援体制の充実

- ①道徳教育、人権教育の充実
- ②課題解決に向けた組織的な対応力の向上
- ③生徒指導専任教諭の体制強化と育成

- ④校長のマネジメント力強化と、生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上
- ⑤学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底
- ⑥「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施

(3) 保護者との関係構築

- ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり
- ②保護者からの相談への組織的な対応